

令和3年3月

石岡市建築住宅指導課

石岡市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

石岡市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）。以下「耐震改修促進法」という。」に基づく『石岡市耐震改修促進計画』を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

当該計画は、耐震改修促進法において、都道府県耐震改修計画に基づき策定することとされていますが、茨城県は今般、国で「基本方針（耐震改修促進法第4条）」の見直しが検討されていることを踏まえ、「茨城県耐震改修促進計画」の計画期間を令和3年度まで延長しました。

このことから、当市においても県と同様に、現行の『石岡市耐震改修促進計画（平成28年3月策定）』で平成32年度（令和2年度）までとしている計画期間を1年延長し、令和3年度までとします。

次期「石岡市耐震改修促進計画」の策定については、県が見直し予定の「茨城県耐震改修促進計画」の内容を踏まえ、令和3年度以降に策定予定です。

〈計画期間の延長〉

現 計 画 期 間：平成28年度～平成32年度（令和2年度）

変更後計画期間：平成28年度～令和3年度